

G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例第五条第二項第一号の知事の同意に関する規則をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第八号

G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例第五

条第二項第一号の知事の同意に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、G7広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例（令和五年広島県条例第二号。以下「条例」という。）第五条第二項第一号の知事の同意に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(知事の同意に係る申請)

第三条 条例第五条第二項第一号の知事の同意を得ようとする者は、小型無人機の飛行を開始する日の十四日前（その日が広島県の休日を含め定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条に規定する県の休日にあつては、その日前において、その日に最も近い同条に規定する県の休日でない日）までに、別記様式第一号による小型無人機の飛行に関する同意申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

2 申請書には、次の書類を添付するものとする。

- 一 小型無人機の飛行場所、操縦場所及び監視場所を表示した図面
- 二 飛行させる小型無人機の写真（当該機器の全体及び製造番号等を写したもの）及び仕様書の写し

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、令和五年五月二十二日限り、その効力を失う。

別記様式第1号 (第3条関係)

小型無人機の飛行に関する同意申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

(申請者) 住 所
氏 名
生年月日
連 絡 先

小型無人機の飛行を行う目的			
小型無人機の飛行を行う日時	令和5年	月 日	時 分から 時 分まで
小型無人機の飛行に係る区域			
通 報 者	住 所 氏 名 生年月日 連 絡 先		
操 縦 者	住 所 氏 名 生年月日 連 絡 先		
操 縦 者 の 勤 務 先	所 在 地 名 称 連 絡 先		

(小型無人機に関する情報)

機器の種類			
製造者		名 称	
製造番号		登録記号	
大 き さ		形 状	
積 載 物		重 量	
その他の特徴			
備 考			

- 備考 1 小型無人機の飛行に係る区域の欄には、小型無人機の飛行に係る対象地域内の区域を具体的に記載すること。
2 操縦者欄には、条例第5条第2項第1号に掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者を記載すること。
3 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機の飛行を行おうとする場合のみ記載すること。
4 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番などの小型無人機の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
5 登録記号欄には、航空法(昭和27年法律第231号)第132条の5第1項の規定により小型無人機に表示しなければならぬこととされている登録記号を記載すること。
6 不要の欄は斜線で消すこと。
7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。